

全国首長九条の会ニュース

2025年9月25日 第67号

ホームページ：<https://kubicho9jo.com/>

●連絡先：〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 神田中央ビル 303 九条の会気付 ☎03-3221-5075
fax03-3221-5076 メール：sppn3av9@hyper.ocn.ne.jp 郵便振替口座 00190-4-635731 (全国首長九条の会)

この号は、2025年5月に会員になった三重県伊賀市長の稻森さん、元長野県阿智村長の岡庭さん、元富山県小杉町長の土井さんに寄稿していただきました。なお、元岩手県東山町長の松川誠さんが亡くなり会員は118人となりました。

日本国憲法を生かした新しいまちづくり



三重県伊賀市長 稻森 稔尚

昨年(2024年)

11月に多くの市民の皆さんに支えられて伊賀流忍者発祥の地、俳聖・松尾芭蕉生誕の地である三重県伊賀市長に就任しました。

稻森としなおです。市長就任にあたっては6市町村が合併した広い市域を抱える中で、城下町と農村地域のそれぞれの「地域」を大切にした個性豊かな街づくりを掲げました。

この1年を振り返ると、就任してすぐに、市民ひとりひとりの「幸せ」に寄り添うことの大切にしようと市役所1階に「すべて国民は個人として尊重される」とうたった自筆の憲法13条を掲示しました。4月に新規採用の市職員を迎えた際には「憲法で市民を守る立場」になることを伝えようと日本国憲法をテーマにした講座を設けました。5月の憲法記念日には「憲法を生かそう暮らしに平和のために」とのスローガンの懸垂幕を新たに作成し、広く市民の皆さんに日本国憲法の意義を理解いただくよう取り組んだところです。

生活保護費の引き下げを違法とした判決が出された際には、憲法25条の理念に基づき国の責任で解決されることを求める市長コメントを発表しました。

まもなく就任から1年を迎ますが、「迷えば最上位にある日本国憲法に遡って考える」ことをいつも意識してきたように思い

ます。市民の皆さんのが「幸せ」のために、暮らしと平和を守るために日本国憲法を実践して、誇りある地方自治、「伊賀らしい」街づくりを皆さんとともに実現していきます。

戦争の真実を振り返ることのできる 「満蒙開拓平和記念館」



元長野県阿智村長 岡庭一雄

戦後80年の今も、先の戦争経験者が少なくなってきた、戦争の恐怖が薄くなって、新たな戦前といわれる状況が創られています。

戦争の体験を風化させない、再び戦争をしない国づくりのためには戦争の真実を知らせ考える機会をつくることが大切です。

こうした思いを集めて、長野県阿智村に2013年4月「満蒙開拓平和記念館」が開館しました。

記念館の存する阿智村を含む飯田下伊那地域は、多くの満蒙開拓団員を送り出したところです。

中国東北3州に1932年(昭和7年)に満州国を建国し、全国から27万人の満蒙開拓団を送り込みましたが、最も多かったのが約33000人を送り出した長野県で、その中でも4分の1を占める約8400人の開拓団を送り出したのが飯田・下伊那地区です。開拓といつても荒野を拓くのではなく、大半は現地の農民から収奪した土地での農業でした。

昭和20年8月9日には、突如としてソ連軍がソ満国境を越えて侵攻し、男は軍隊に動員されており、残された女性・子供・老人ばかりで悲惨な死の逃避行を余儀なくされました。飯田・下伊那地区からの一般開拓団と満蒙開拓青少年義勇隊の総数8354人は、逃避行中に、あるいは集団自殺等で3829人が亡くなり、帰国できたのは4179人。残留者265人、不明者92人と半数の人々が帰還できませんでした。

こうした悲劇を後世に残し、平和の礎としての「記念館」建設を、「飯伊日中友好協会」が計画を進め、中国残留孤児の帰国に尽力した阿智村の僧侶・山本慈昭さんが住職をされている寺の近くに記念館を建てたのです。記念館開館から12年が経過しました。この間25万5千人の方が入館され、2016年には天皇陛下ご夫妻も訪れられました。

開拓民は被害者であるが、中国人に対する加害者です。「加害と被害の史実を、展示や様々な活動を通じて明らかにしていく」「史実を通じて、戦争の悲惨さ、平和の尊さを語り継いでいく」ことが記念館のコンセプトです。

記念館は展示だけでなく、体験者の語り部の会などのイベントも計画しています。今年も旧満州の墓参も兼ねて開拓地の訪問を行いました。

戦争の歴史を風化させない、戦争の真実を振り返ることのできる記念館を多くの方が訪れられることを期待します。

人権・民主主義破壊を許してはならない

元富山県小杉町長

土井 由三

7月20日投開票の参院選結果に嘆然としました。「日本人ファースト」と差別・排外主義を高めに叫ぶ「参政党」が躍進したからです。改選時1人が、新たに14人が当選、非改選1人を加え15人になったのです。比例投票数でも、742万票を超えました。全投票の12・6%を占め、自民党(1280万票)、国民民主党(762万票)に次いで第3位に躍り出たのです。立

憲民主党は739万票にとどまりました。

参政党とは、どんな政党なのでしょうか。同党提唱の「新日本憲法(構想案)」がその姿を映し出しており、憲法学者や弁護士らが問題点を指摘しています。

「創憲」が描く新しい国家像とは

▽「国は主権を有し」として、近代立憲主義の原則を否定

▽天皇の地位が「象徴」から「元首として国を代表する」に

▽国民の要件は「父または母が日本人であり、日本語を母国語とし、日本を大切にする心を有することを基準として、法律で定める」

▽現行憲法の「法の下の平等」「財産権」「拷問の禁止」「表現の自由」「信教の自由」など重要な人権規定はいっさいありません。

「本来憲法は、国家権力による人権侵害から人々を守るためのものだ。戦前の大日本憲法ですら、～不十分ながら人権についても定められていた」と憲法・人権問題に詳しい児玉晃一弁護士(東京新聞デジタル7/19)も批判しています。「『外国人が日本人より優遇されている』という根拠のない情報に影響され～支持を集めた背景には、現代の生きづらさがある」と多文化主義など研究の塩原良和慶大教授が分析しています(「北日本新聞」9/1付)。

人権や民主主義を大事にしない新興政党が自公政権と歩調を合わせて、改憲へひた走るようなことがあってはなりません。

私は、「9条平和小杉の会」や「市民アク



ションいみず」の代表として活動しています。9月20日に射水市(2005年に旧小杉町など5市町村が合併)内でスタンディングしました。

改憲反対で闘う全国の仲間と連帯し、粘り強く、市民・県民に訴えていきます。